

特別支援教育の手引



令和2年3月

鳥取県教育委員会



<アートリピーとは>

鳥取県で平成26年に開催された「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」のマスコットキャラクターです。胸に着けているのは「あいサポートバッジ」です。「あいサポートバッジ」は、障がいのある方を優しく支え、共生社会の大切さなどを広める「あいサポートー」のシンボルバッジです。

はじめに

平成19年に「特別支援教育」がスタートして約10年が経ちました。教育現場では、「共生社会」の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のための取組が進められています。「共生社会」とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であり、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。このインクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものが、「特別支援教育」です。

さて、幼稚園教育要領等、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校学習指導要領が改訂され、順次実施されています。急速に変化する予測不可能な時代にあっても、明るい未来を共に切り拓いていく「生きる力」を育てるため、学校教育を社会と共有し連携・協働する「社会に開かれた教育課程」の実現や、資質・能力の三つの柱、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等が示されました。特別支援教育に関しては、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解し、一人一人に応じた指導・支援が提供できるよう、学習指導要領の示し方や、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等について改善が図られました。

鳥取県の小学校、中学校及び義務教育学校では、10年前と比べ、特別支援学級の在籍児童生徒数が約2倍、通級による指導を受けている児童生徒数が約3倍に増加しています。また、中学校の特別支援学級の卒業生のうち高等学校に進学した生徒数は、約4.5倍に増加しています。高等学校においては、平成30年度から通級による指導がスタートしました。一方で、小学校、中学校及び義務教育学校における特別支援学級担任の約半数は、特別支援学級担任の経験年数が3年以下となっており、日々の教育活動に手探りで取り組んでいる状況があります。多様な学びの場における特別支援教育の充実は、喫緊の課題となっています。

本手引は、小学校、中学校及び義務教育学校において、特別支援学級担任をはじめ全教職員が、特別支援教育の基本的事項を学べるように作成したものです。また、管理職や教務主任、特別支援教育主任、市町村の指導主事等が、校内あるいは圏域内において特別支援教育に関する指導・助言を行う際の参考とされることも念頭に置いています。さらには、幼稚園・認定こども園・保育所や高等学校においても、校内（園内を含む。以下同じ。）の特別支援教育の充実に向けて、研修等で活用することもできます。特別支援教育を担当する先生方を応援する資料として、本手引を御活用いただきたいと考えています。

最後になりましたが、本手引の作成に当たり、貴重な取組を御紹介いただいた皆様、御協力・御助言いただいた皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

目 次

1 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは	1
(2) 障がいの捉え方	2
(3) 障がいのある児童生徒の学びの場	4

2 切れ目ない支援

(1) 切れ目ない支援	5
(2) 個別の教育支援計画と個別の指導計画	7
(3) 校内支援体制	16
(4) 相談窓口	19

3 特別支援学級

(1) 特別支援学級とは	21
(2) 特別の教育課程	21
(3) 時間割	30
(4) 教科用図書	32
(5) 学習評価	35
(6) 担任の1年	40

4 通級による指導

(1) 通級による指導とは	45
(2) 入級・退級	46
(3) 特別の教育課程	47
(4) 指導の実際	48

5 自立活動

(1) 自立活動とは	52
(2) 実態把握から指導内容の設定まで	54
(3) 具体的な指導内容を設定する際の配慮事項	56

6 交流及び共同学習

(1) 交流及び共同学習とは	57
(2) 学校内の交流及び共同学習を実施する際の留意点	58
(3) 交流及び共同学習チェックリスト	59

※鳥取県においては、法令及び条例・医学用語・固有の名称等の表記を除き、障害を「障がい」と表記。

1
特別支援
教育

2
切れ目ない
支援

3
特別支援
学級

4
通級による
指導

5
自立活動

6
交流及び
共同学習

7
様式例

8
実践
ポイント集

7 様式例

(1) 個別の教育支援計画	60
(2) 個別の指導計画	
① 自立活動用	68
② 通常の学級用	72
③ 特別支援学級用（当該学年・下学年の各教科等）	74
④ 知的障がい特別支援学級用（各教科等）	76
⑤ 知的障がい特別支援学級（学校生活全般）	80
(3) 年間の単元（題材）配当表	82
(4) 教科書給与リスト	85

8 実践ポイント集

(1) 基本のチェックポイント13	90
(2) 弱視特別支援学級	91
(3) 難聴特別支援学級	94
(4) 肢体不自由特別支援学級	97
(5) 病弱・身体虚弱特別支援学級	100
(6) 知的障がい特別支援学級	103
(7) 言語障がい特別支援学級	111
(8) 自閉症・情緒障がい特別支援学級	114
(9) 複数学年の児童生徒が在籍する特別支援学級における工夫	118
(10) 通常の学級（LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい））	120
(11) 通常の学級における「分かる」「できる」指導の工夫	121
引用・参考文献	124

ページの端には目次や見出しと同じ色のインデックスを付けています。御覧になりたいページをひと目で見つけることができます。

初めて特別支援学級を担任する先生方に読んでいただきたいページを、このインデックスにまとめています。

初めて
担任する
先生方へ

| 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

文部科学省通知「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日)

特別支援教育

特別支援学校

視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱（身体虚弱を含む）

（1学級あたりの人数…単一障がい学級（小学部・中学部）6人、（高等部）8人、
重複障がい学級3人）

小学校、中学校及び義務教育学校

特別支援学級

知的障がい 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴

言語障がい 自閉症・情緒障がい

（1学級あたりの人数…（鳥取県）7人、（全国）8人）

初めて
担任する
先生方へ

通級による指導※1

言語障がい 自閉症 情緒障がい 弱視 難聴

学習障がい 注意欠陥多動性障がい 肢体不自由 病弱・身体虚弱

通常の学級

（文部科学省通知「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日)より）

知的な遅れの無い発達障がいを含む、特別な支援を必要とする児童生徒

文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日)

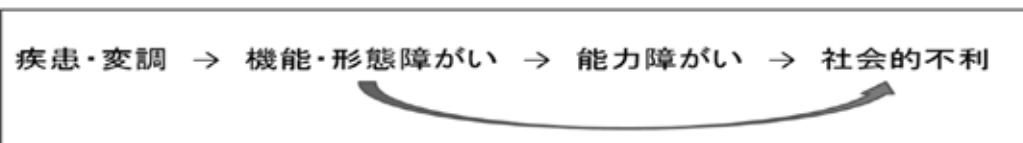
※1 鳥取県では、難聴、言語障がい、発達障がいの通級による指導が行われています。（令和元年5月1日現在）

(2) 障がいの捉え方

近年、グローバル化は私たちの社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は、生活を質的に変化させつつあります。そして、障がいのある人々を取り巻く生活や障がいの捉え方についても質的な大きな変化をもたらしています。

従前、障がいの捉え方は、昭和55年にWHO(世界保健機関)が発表したICIDH(国際障害分類)に基づいていました。ICIDHは、疾病等(疾患・変調)による身体の機能損傷や機能不全(機能・形態障がい)が、日常生活や学習上の種々の困難(能力障がい)をもたらし、さらには一般の人々との間に社会生活上の不利益(社会的不利)を生じさせるという考え方であり、教育は、このうち日常生活や学習上の種々の困難の改善・克服を期待されていました。

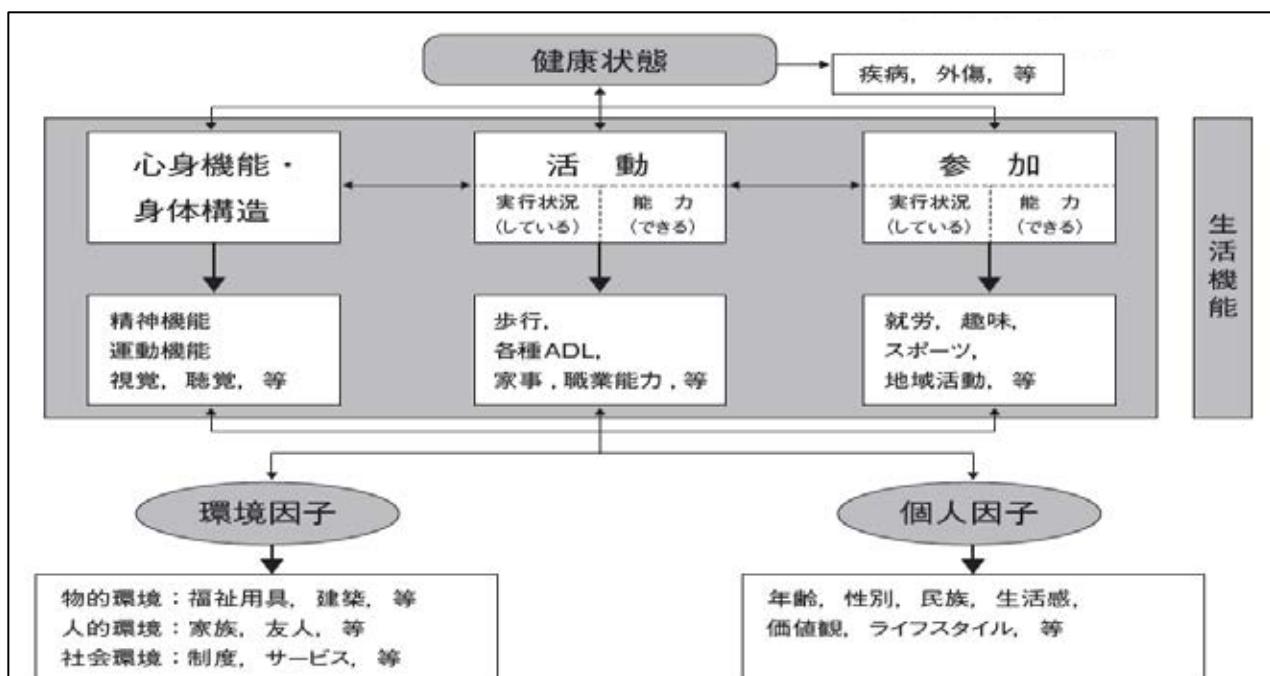
ICIDH(国際障害分類)



しかし、ICIDHについては、疾病等に基づく状態のマイナス面のみを取り上げているという指摘があり、ICIDHの改訂版として、ICF(国際生活機能分類)が採択されました。現在の障がいの捉え方は、このICFに基づいています。

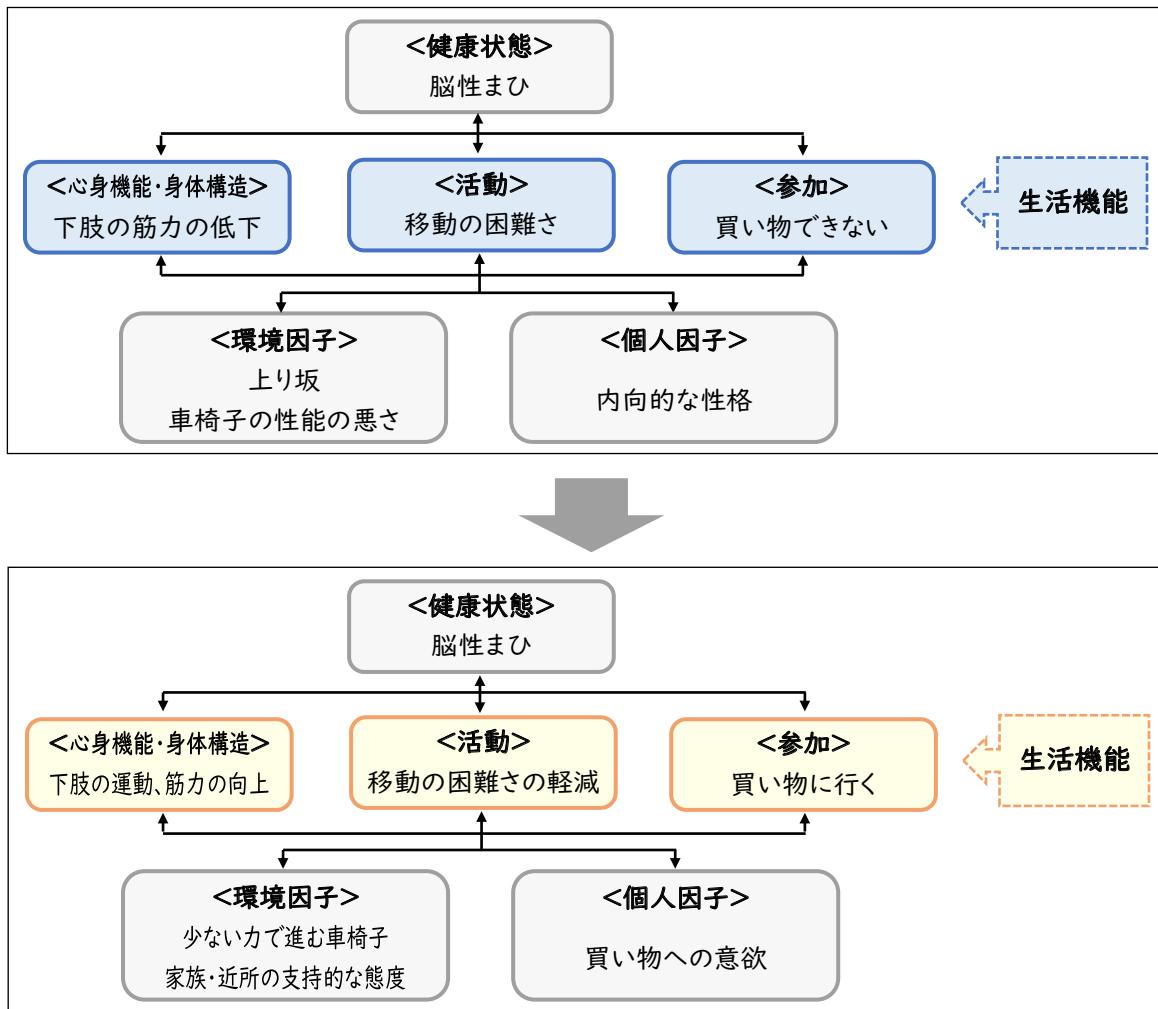
平成13年にWHOが採択したICFで、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えています。生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合い変化しうるものであり、構成要素間の相互関係については、次のように示されています。

ICF(国際生活機能分類)



文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部)」(平成30年3月)

例えば、幼児児童生徒（以下、児童生徒等という。）の実態や状況において、環境因子が変化することで各項目が相互に影響し合い、生活機能と障がいの状態が変化することも考えられます。



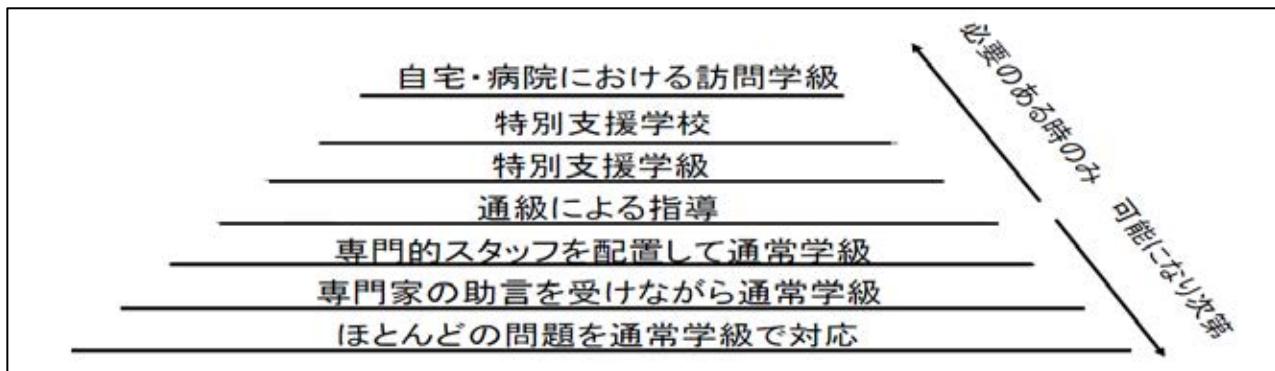
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究」(平成20年3月)の図表を加工して作成

(3) 障がいのある児童生徒の学びの場

インクルーシブ教育システム構築のためには、障がいの有無に関わらず同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を検討することが大切です。

また、学びの場は固定したものではなく変更可能であることを、すべての関係者と共に理解することが大切です。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、学びの場を変更できるようにしていくことが適当です。

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

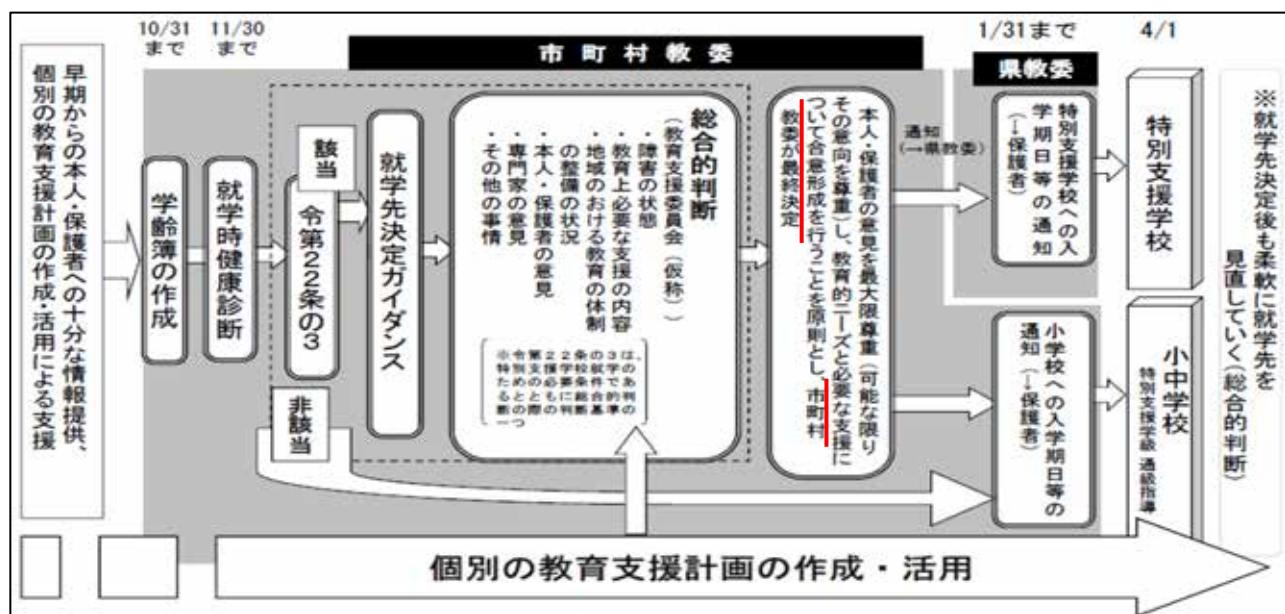


中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)

障がいのある児童生徒の就学手続きについては、平成25年9月に一部改正された学校教育法施行令に基づき、障がいの有無に関わらず、市町村教育委員会が就学先を決定しています。

就学先の決定に際しては、学校や市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分情報提供とともに、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが大切です。

就学手続きの流れ

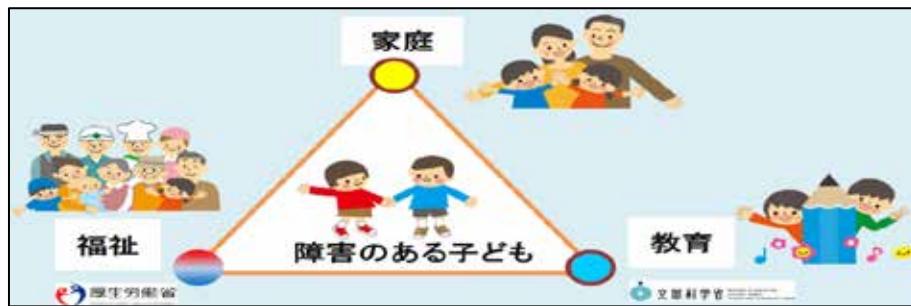


文部科学省「教育支援資料」(平成25年10月)

(1)切れ目ない支援

障がいのある児童生徒等は、教育、福祉、医療等の複数の機関と関わっていくことが必要であり、特別な支援が必要な児童生徒等やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けるためには、関係機関との連携が必要不可欠です。

そこで、文部科学省と厚生労働省では、両省による「トライアングル」プロジェクトを発足し、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策が検討されました。



文部科学省「第1回家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト会議資料」(平成29年12月)

平成30年3月に取りまとめられた「トライアングル」プロジェクト報告では、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉制度について、校長会や教職員の研修会等において周知することや、学校・園だけでなく家庭や地域を含めた一貫した支援がより一層組織的・継続的かつ計画的に進められるよう、「個別の教育支援計画」の作成・活用に、保護者や関係機関の参画を促すこと等が盛り込まれました。

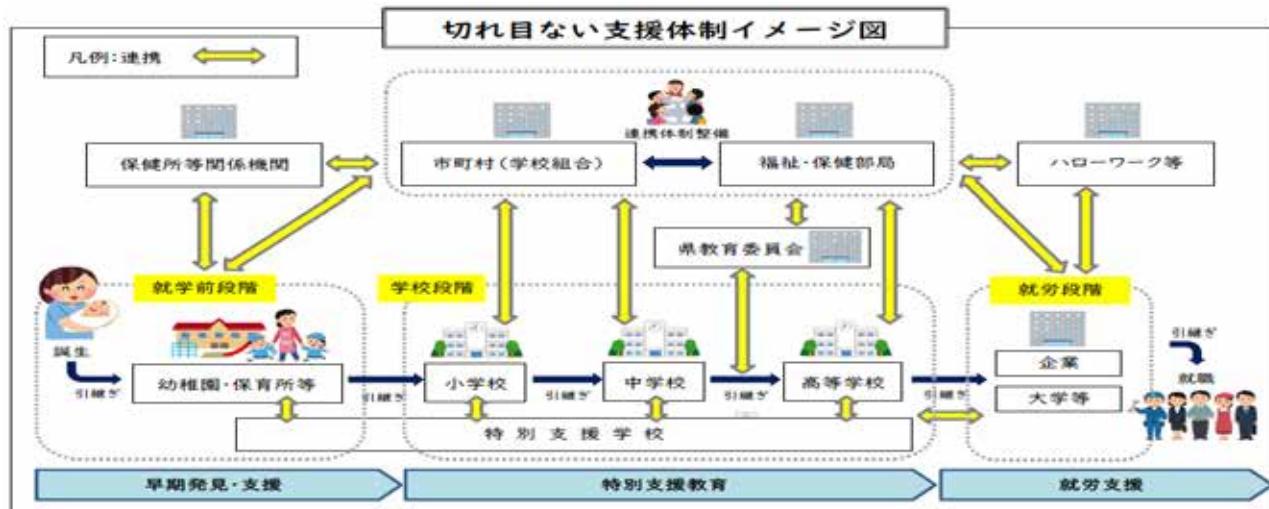
今後は、小・中学校等においても、福祉部局の方を招いて福祉サービスを学んだり、相談支援事業所を加えた支援会議を開いて連携機関や連携方法を具体的に確認したりすることが求められます。特別支援学校のセンター的機能を活用し、福祉との連携の仕方について相談するのもよいでしょう。また、「個別の教育支援計画」を、作成時のみではなく関係機関との連携や引継ぎに活用し、切れ目ない支援に役立てることが大切です。

<連携の方法(個人情報の取扱いに留意)>

福祉部局を学校に招き、
福祉サービスを知る研修会

放課後等デイサービスの送迎時
に児童生徒の様子を共有

個別の教育支援計画を連携して作成し、定期的に評価



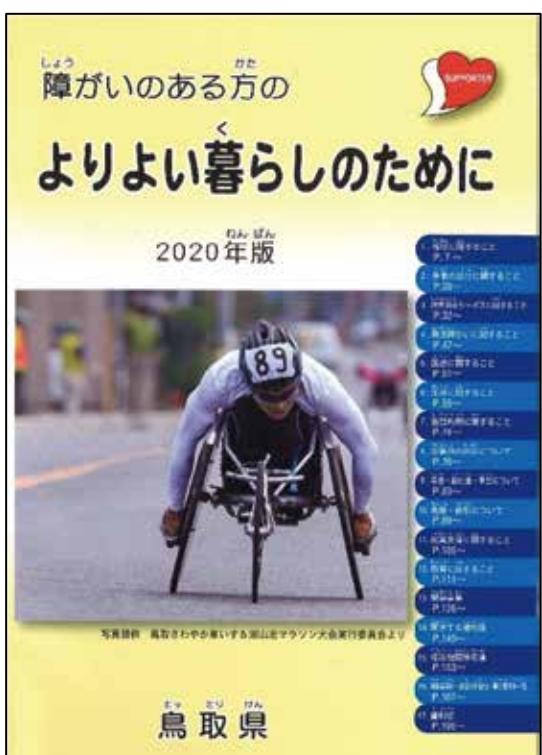
文部科学省「インクルーシブ教育推進事業説明資料」(平成28年)を参考に作成

鳥取県では、「共に学び、暮らし生きる」を合言葉に、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実のための体制整備を進め、切れ目ない支援を目指して取り組んでいます。

2
切れ目ない
支援



教育と福祉が連携するための資料として、鳥取県が毎年発行している「障がいのある方のよりよい暮らしのために」が参考になります。障がいのある方への生活支援・医療・施設利用等のサービスや制度、相談機関や関係施設のリストなどが分かりやすくまとめてありますので、御活用ください。



「よりよい暮らしのために」は、鳥取県福祉保健部障がい福祉課ホームページからダウンロードすることができます。
<鳥取県福祉保健部障がい福祉課ホームページ>
<https://www.pref.tottori.lg.jp/221962.htm>

下の販売店舗で購入することができます。詳細については、発行元へお問い合わせください。

<販売店舗>(2020年版)

- ・鳥取市、米子市、境港市内の福祉の店(4店舗)
- ・鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、琴浦町内の今井書店グループ店舗(8店舗)
- ・鳥取県障害者就労事業振興センター

<価格>(2020年版) 591円(税込)

<発行元>

特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター

電話 0859-31-1015

ファクシミリ 0859-31-1035

(2) 個別の教育支援計画と個別の指導計画

障がいのある児童生徒等は、学校や幼稚園・認定こども園・保育所(以下、学校等という。)の生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障がいのある児童生徒等一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。切れ目ない支援体制を構築し、学びの連続性を保障するためにも二つの計画が重要です。

2
切れ目ない
支援

個別の教育支援計画

- ☆長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うもの
- ☆家庭や福祉、医療、労働等の関係機関と連携して取り組むもの
- ☆学校等が中心となって作成するもの
- ☆2~3年を目安に作成
- ☆5年間保存が望ましい

個別の指導計画

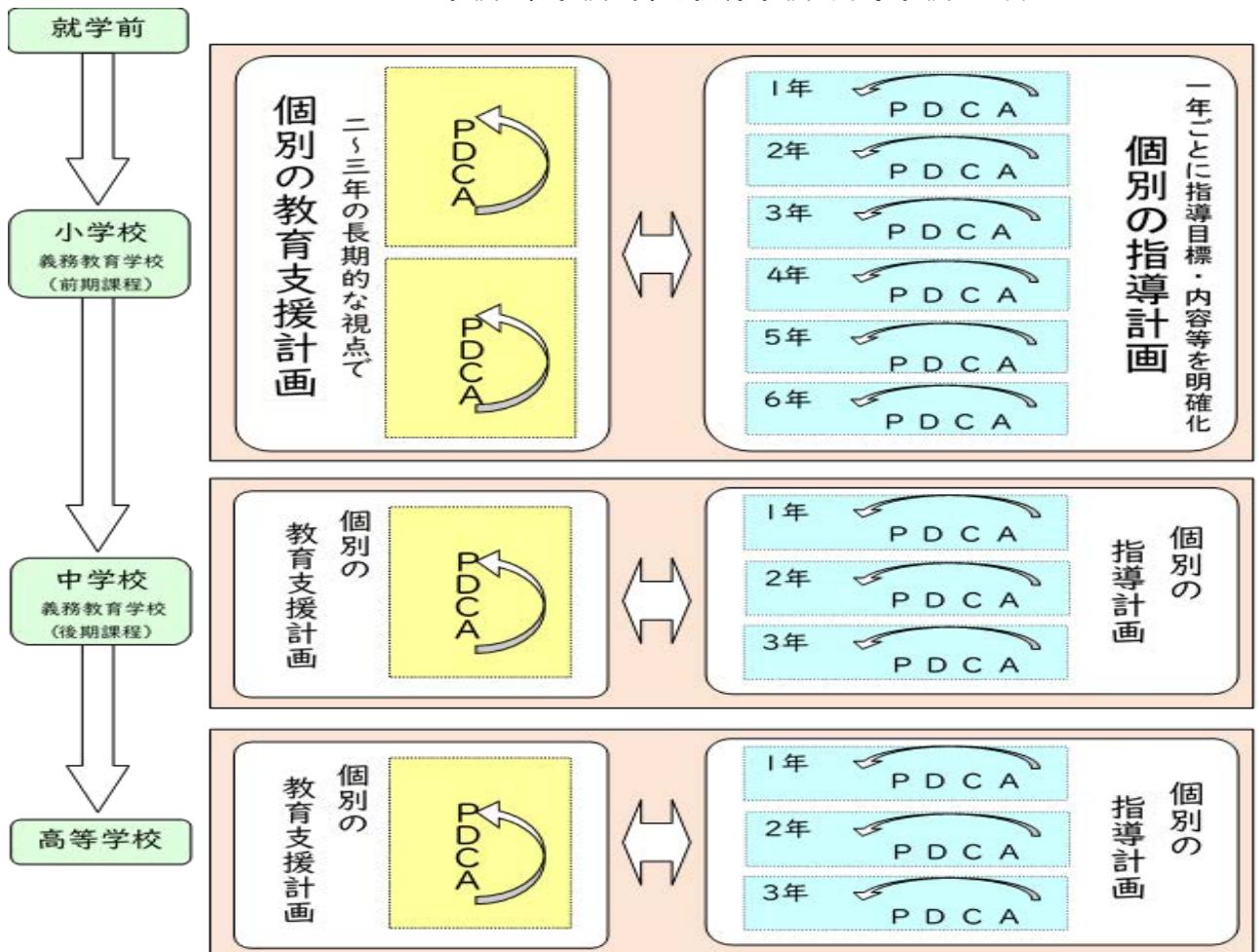
- ☆教育課程を具現化したもの
- ☆学校等での指導における一人一人の指導目標や指導内容・方法等の明確化を図るもの
- ☆学校等が責任をもって作成するもの
- ☆1年ごとに作成

作成対象

- ☆必ず作成…特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒
- ☆作成・活用に努める…通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障がいのある児童生徒等(学校教育法施行規則や学習指導要領等に規定)

「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を充実していくという関係になります。

<小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の場合>



① 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする児童生徒等一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、自立と社会参加を目指し一貫した支援を行うために学校等が中心となって作成するもので、次のことが求められています。

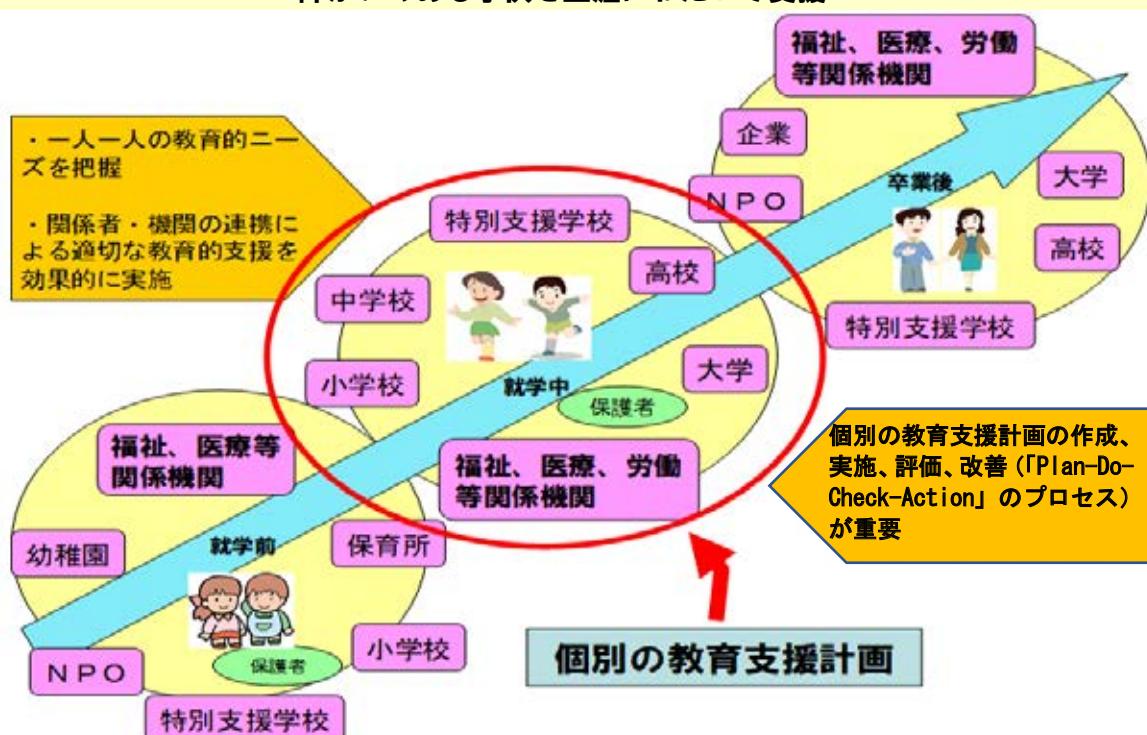
☆長期的な視点で幼稚期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を行うこと

☆本人・保護者が参画すること

☆福祉、医療、労働等の関係機関と連携すること

「個別の教育支援計画」は障がいのある子供の一生涯にわたる支援を目指して作成する「個別の支援計画」の一部です。「個別の支援計画」のうち、児童生徒等に対して、教育機関が中心となって作成するものを「個別の教育支援計画」といいます。

ー障がいのある子供を生涯にわたって支援ー



独立行政法人国立特殊教育総合研究所「『個別の教育支援計画』の策定に関する実際的研究」(平成18年3月)の図表を加工して作成



「個別の教育支援計画」の作成の対象はどのように決めたらよいですか？

診断の有無に関わらず、教育的な支援が必要である児童生徒等が対象となりますので、担任等の気付きや本人・保護者からの相談を受け、校内委員会等において協議します。

そして、保護者との共通理解を図った上で、関係者や関係機関と協議して作成します。

◇個別の教育支援計画 作成の目的等

作成の目的

「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする児童生徒等一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としています。

また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関・関係部局との密接な連携・協力を確保することが不可欠です。

2
切れ目ない
支援

作成の対象

特別な支援を必要とする児童生徒等（特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒や、通級による指導を受ける児童生徒は全員が対象）

※「特別な支援を必要とする」とは、学習上や生活上において課題や困難さがあり、教育的な支援が必要であること。

内容

○一人一人のニーズとは

児童生徒等が生活する中で、特性や状態等による課題や困難を改善・克服し、豊かな生活が送れるようにするために、教育、福祉、医療、労働等の様々な分野からみたニーズのこと。

○支援目標とは

一人一人のニーズに対応し、必要な支援を実施するための支援の目標のこと。

本人及び重要な支援者の一人である保護者の意見を十分に聞き、関係者・関係機関とよく話し合い、協力して、児童生徒等の実態とニーズを踏まえた支援目標にすることが大切です。

初めて
担任する
先生方へ

○支援内容について

支援の目標を達成するために、児童生徒等一人一人に関わる教育、福祉、医療、労働等の関係者・関係機関による支援内容を具体的に記載します。

その際、一人一人のニーズや意向を十分に踏まえ、できる限り支援目標が達成できるように、共に検討し、関係者・関係機関の役割分担を明確にして、計画的に記載します。

○支援を行う者・関係機関等とは

保護者を含め、支援を行う者及び関係機関等のこと。

○評価・改訂・引継ぎについて

実施した支援の評価と、それを踏まえた改訂内容、引継事項を記入します。

○その他

次の改訂時期やその他必要なことを記入します。

◇個別の教育支援計画 作成のプロセス

幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を目指して作成・活用します。

2
切れ目ない
支援

気付き・実態把握・連携

- 担任等の気付きや本人・保護者からの相談を経て、作成・活用にかかる共通理解を図ります。
- 本人の状況や本人・保護者のニーズ、関係機関との連携状況等について実態を把握します。
- 支援の基本は学級担任ですが、他の教職員、関係者・関係機関と連携します。

目標・支援の設定

- 学級担任や特別支援教育主任等が本人・保護者のニーズを把握しながら原案を作成します。
- 前籍園・学校等から引継ぎがあった時は、その内容を参考にして作成します。
- 校内委員会でその原案をもとに案を作成します。
- 支援会議等で、本人・保護者や関係機関等と協議して作成します。
- 目安として、3年後の姿や卒業後の姿を描いて目標を設定します。

支援の実施

- 「個別の教育支援計画」をもとに「個別の指導計画」を作成します。
- 具体的な支援については、必要に応じてLD等専門員、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、通級担当教員、関係機関と連携を図ります。

評価

- 年間の見通しをもち、学校等、保護者、関係機関と情報交換しながら、様々な側面で評価します。
- 毎年度評価するとともに、就学前から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校、高等学校から卒業後の移行期には、移行支援も含めた評価を行います。
- 本人の状況やニーズ等が変化した場合も評価を行います。

改善と見直し

- 評価した時に、課題となったことについて、原因を探ることが一層の改善につながります。
- 効果的であった支援等については、資料等を工夫して具体的に引き継ぎます。

初めて
担任する
先生方へ

② 個別の指導計画

「個別の指導計画」は、教育課程等を具体化し、障がいのある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもので、個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校等で作成します。

<通常の学級>

小学校及び中学校学習指導要領解説「第4章 指導計画の作成と内容の取扱い」に、当該教科等の指導における障がいのある児童生徒に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。

このことを踏まえ、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画の作成に努める必要があります。

■困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫とは

困難さの状態や指導上の工夫の意図、手立ての例の示し方（小学校学習指導要領解説）

(外国語科の例)

・音声を聞き取ることが難しい場合、**外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。**

(音楽科の例)

・音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、**要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の現れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。**

(算数科の例)

・「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が**具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。**

■計画的、組織的に行うとは

個別の指導計画を活用し、必要な配慮を教職員間で共有・引き継ぐこと。

初めて
担任する
先生方へ

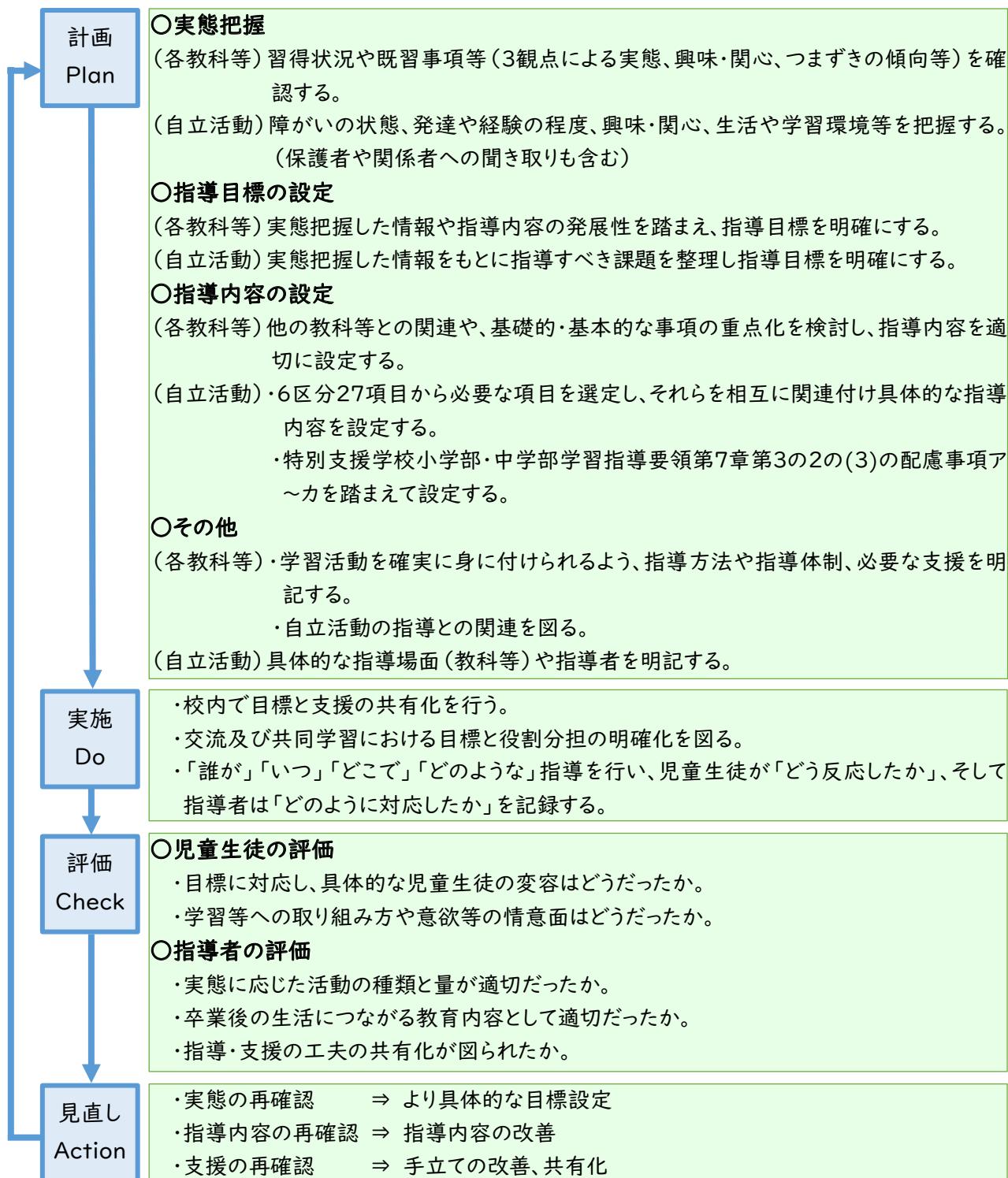
困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫は、「困難さの状態+指導上の工夫の意図+手立て」のセットで考えていきます。手立て（方法）だけが先行しないよう、個々の実態に応じた指導になっているか、教師の指導の意図は何かを踏まえて検討しましょう。

<特別支援学級>

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成します。また、各教科の一部又は全部を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要です。

◇個別の指導計画 作成・活用のサイクル

2
切れ目ない
支援



「個別の指導計画」を校内で活用するためのポイント

- 共通理解の場の設定(学年やグループ等が関わる会議等の中に設定)
- ポイントを絞った説明(課題と目標に絞って説明)
- 日々の記録(複数の教職員で話し合い、記録を「個別の指導計画」に加筆)
- 評価・反省の共通理解(評価・反省はもちろん途中経過も次年度に向けて共通理解を)
- 整理・保管の工夫(いつでも確認できるようファイリング)
- 作成の協力(担任を中心としながら、協力して作成することが共通理解の第一歩)

初めて
担任する
先生方へ

◇ 「個別の教育支援計画」 Q & A

2
切れ目ない
支援



「個別の教育支援計画」は、具体的にどのようなことに役立ちますか？

教育と家庭や医療、福祉等の関係機関との連携強化や支援の整理が図られ、本人・保護者のニーズを踏まえた的確で切れ目ない支援に繋がります。また、長期的な視点で作成することで、教育課程編成の基本方針を明らかにし、校内の共通理解を図ることもできます。さらに、PDCAサイクルで取り組むことで、一層的確な支援を行い、本人の望ましい成長を促すことに繋がります。

「個別の教育支援計画」は、転学や卒業において、転学先や進学先、就職先等への大事な引継ぎの資料となります。また、家庭と学校、関係機関などが連携することで児童生徒等を取り巻く環境が整い、地域で支えるシステム作りの手段として活用することもできます。

児童生徒等にとって、環境が変わることは大きな変化であり、心理的な負担が伴います。「個別の教育支援計画」を活用し、支援を引き継ぐことによって、新たな環境への円滑な移行が図られます。

「個別の教育支援計画」の作成に、児童生徒自身が参画することで、自己理解を深め、自分なりの問題解決方法を考え、獲得する経験にも繋がります。児童生徒等の実態に応じて、本計画への参画を検討するとよいでしょう。



「個別の教育支援計画」における保護者の参画をどのように進めるとよいですか？

「個別の教育支援計画」を作成するに当たって、最も身近な存在である保護者と、担任や特別支援教育主任（担当）等が十分にコミュニケーションを取りながら、児童生徒等についての情報をできるだけ多く共有することが大切です。

そのためには、連絡帳などを有効に活用し、日頃から何でも相談できる関係づくりを進めましょう。

また、家庭や学校等での実態を情報交換し、障がいの状況や課題、児童生徒等のニーズ、保護者の希望等を共通理解し、学校等、家庭、地域、関係機関等ができる支援の在り方について、ある程度話し合った上で、支援会議に臨むことがよいでしよう。

支援会議においては、具体的に誰（どこ）がどのような支援をすることが本人の生活をより豊かにし、将来の自立につながっていくのか、保護者も一緒になって話し合いながら、「個別の教育支援計画」の作成を進めましょう。

本来は、「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を充実させていくという関係になりますが、保護者の協力が得られない場合には、保護者の気持ちに寄り添い、信頼関係を構築するとともに、学校等として「個別の指導計画」を作成し、日々の指導の実践を積み重ね、児童生徒等の変容や成長を地道に伝え、理解を図っていくようにしましょう。



支援会議はどのように開催しますか。また、支援会議に支援者全員が集まれない場合は、どうしたらよいですか？

「個別の教育支援計画」を作成する時や改訂する時には、できるだけ支援会議を開催します。

会議への出席者は、本人に関わる支援者や本人です。支援者としては、保護者、学校等の関係者の他、福祉、医療、労働等の関係者が考えられます。本人への支援内容によりメンバーは異なります。これらの出席については、保護者とともに確認し、特別支援教育主任（担当）等が出席を依頼します。進行も学校が中心となって行います。

関係者・関係機関によっては出席が難しい場合もありますので、その場合は、あらかじめ保護者を通して、関係者・関係機関の意見を聴取しておく等の方法があります。

→支援会議の開き方は、18ページを参照

幼稚園・認定こども園・保育所等から就学先への引継ぎは、どのように行うとよいですか？

幼稚園・認定こども園・保育所や児童発達支援センター等において、個別の教育支援計画やそれに類似した計画を作成している場合には、必要な関係資料を取りまとめ、保護者との共通理解のもと、就学先に引継ぎを行うとよいでしょう。また、移行支援計画書や移行支援シート等を作成し、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画のもととなるものとして、就学先に引き継ぐ方法もあります。

小学校から中学校への引継ぎは、どのように行うとよいですか？

保護者の理解と協力を得て、個別の教育支援計画を活用し、本人の状況や本人・保護者のニーズ、小学校段階に学校・家庭・関係機関が行ってきた支援、本人の成長等について中学校に引き継ぎましょう。入学前に中学校の担当者が小学校の学校生活の様子を見に行ったり、入学後に小学校の担当者が中学校への適応状況を把握しフォローアップしたりすることも重要です。個別の教育支援計画はその際の連携ツールとしても有効です。中学校において個別の教育支援計画を作成する際に、小学校の担当者が協力することも、一貫した支援を行う上で大切です。

公立以外の中学校に進学する際も、同様に個別の教育支援計画を活用した引継ぎを行います。

中学校から高等学校への引継ぎは、どのように行うとよいですか？

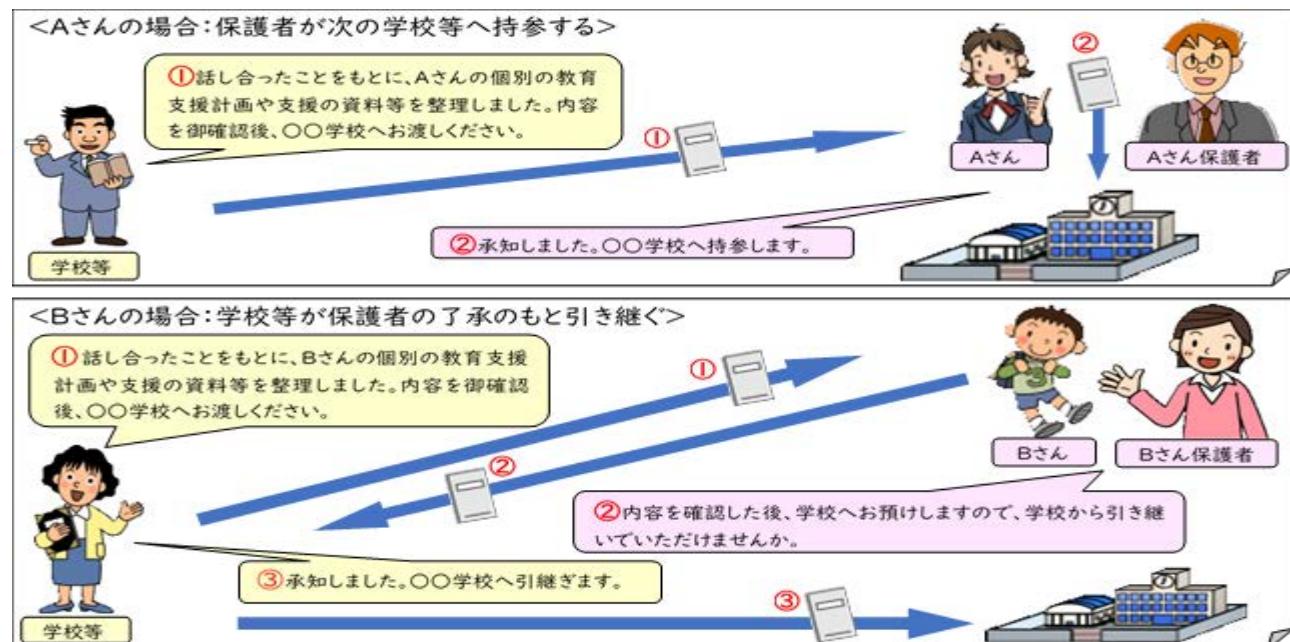
鳥取県では、中学校から高等学校へ進学する際、保護者の理解と協力を得て「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎを進めています。

県立高等学校においては、年度初めをスムーズに迎えるために必要な支援等を相談・共通理解するため、合格発表後に引継ぎ日を設定しています。進学を予定している年の2月頃に、県教育委員会高等学校課から各市町（学校組合）教育委員会を通じて、各中学校へ引継ぎ日の日程と担当者の一覧表が送付され、その日程をもとに、中学校から進学先に連絡し、日程調整を行います。

私立高等学校においても、中学校の依頼に応じて学校ごとに引継ぎ日を設定し、引継ぎを行います。

それまで受けた支援を引き継ぎ、一貫した支援を行うことで、自立や社会参加に向けた取組につなぎます。本人・保護者が主体となり、次の学校等へ持参し、必要な支援を引き継ぎます。あらかじめ本人・保護者の了承を得て学校等が行う場合もあります。

児童生徒が「こうすればできる」という手がかりや、これまでの成果を伝えます。また、個人情報を取扱うため、漏洩や滅失が起きないよう、適切な管理を行うことが必要です。各自治体における個人情報保護条例等の規定に基づき、適切な管理や取扱いを行います。



「合理的配慮」とは何ですか？

「障害者の権利に関する条約」は、平成26年2月19日に我が国において効力を生じることとなりました。 「障害者の権利に関する条約」において、「『合理的配慮』とは障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とされています。

「合理的配慮」の決定にあたっては、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要ですので、現在必要とされている「合理的配慮」が何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図ることが必要となります。

「合理的配慮」の内容について、個別の教育支援計画や個別の指導計画への記載が必要ですか？

「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、各学校等の設置者及び学校等は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等児童生徒等の実態把握を行う必要があります。

これを踏まえて、設置者及び学校等と本人・保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用されることが望されます。

特別支援教育において行われてきた配慮と「合理的配慮」の関係はどのようにになっていますか？

「特別支援教育」とは、障がいのある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。これまででも、学校等の設置者及び学校等において、障がいのある児童生徒等に対する必要な変更・調整（合理的配慮）が行われてきたところです。

→学校等における「合理的配慮」の観点等は、次のホームページを参照してください。

<特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース>

<http://inclusive.nise.go.jp/>

<鳥取県教育委員会事務部局及び県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領>

<https://www.pref.tottori.lg.jp/256169.htm>

※「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の対応要領は、各自治体で作成が進められています。

「合理的配慮」と「自立活動」との違いは何ですか？

学校等における合理的配慮は、障がいのある児童生徒等が他の児童生徒等と平等に教育を受けられるようにするために、障がいのある個々の児童生徒等に対して、学校等が行う必要かつ適当な変更・調整という配慮です。

例えば、小さい文字が見えにくい弱視の児童が、他の児童と平等に授業を受けられるよう、教師が拡大したプリントを用意することは、この児童に対する合理的配慮であるといえます。一方、この児童がプリントの文字が見えにくいという学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう、弱視レンズ等を活用するために、知識・技能、態度及び習慣を養うことを目的に指導するのが自立活動です。

両者は、きめ細かな実態把握が必要であること、個に応じたものなど共通点もありますが、その目的は異なっていることに留意が必要です。

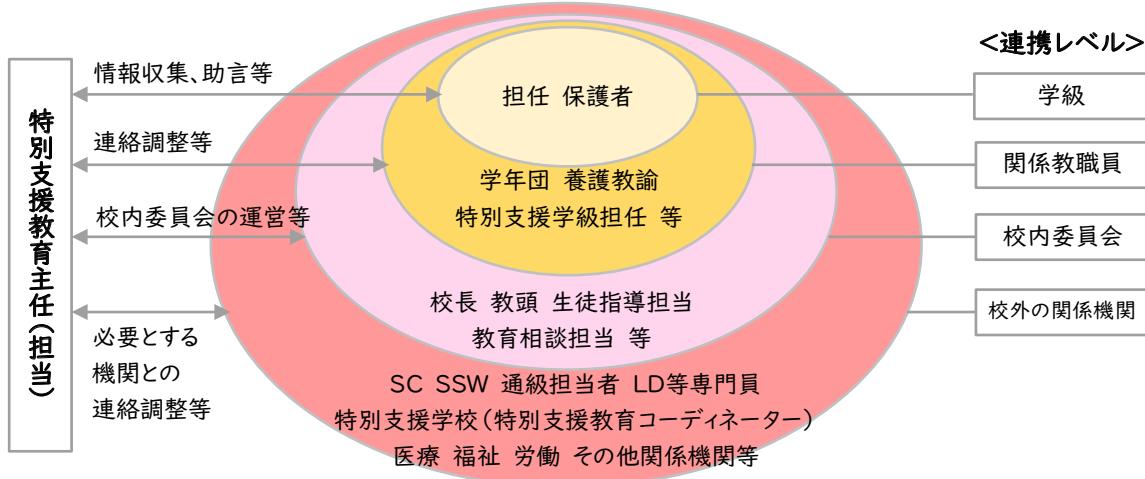
(3) 校内支援体制

障がいのある児童生徒等の指導内容や指導方法は、障がいの種類や程度によって一律に決まるわけではありません。特別支援教育において大切な視点は、一人一人の障がいの状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童生徒等の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであるといえます。

各学校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育実施の責任者としてリーダーシップを發揮し、校内委員会を設置して、特別支援教育主任(担当)を指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校等全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める役割を担っています。

その際、学校等において、児童生徒等の障がいの状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援教育主任(担当)が各連携レベルで必要となる関係者と連絡調整等を行い、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

支援の広がり(例)



さらに、障がいのある児童生徒等の指導に当たっては、担任を含む全ての教職員間において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教職員間の連携に努める必要があります。

(例)

特別支援教育全体計画等の作成、共通理解

個々の児童生徒等の実態や支援の共通理解

交流及び共同学習の効果的な実施

特別支援学級の授業公開、授業研究会

また、集団指導において、障がいのある児童生徒等一人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童生徒等に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、障がいの有無に関わらず互いの個性を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切です。

①特別支援教育主任(担当)について

校内支援体制の充実には、以下の内容を整備することが重要です。

2
切れ目ない
支援

○保護者に対する相談窓口の明確化

- ・特別支援教育主任(担当)について、PTA総会や学校便りで周知
- ・就学時健診の際に、学校における特別支援教育主任(担当)の周知

○特別支援教育主任(担当)が職責を果たすことができるための組織づくり

- ・授業持ち時間数の軽減
- ・分掌業務の配慮
- ・全教職員の専門性向上のための研修機会の確保

○年間を通じた学びのPDCAサイクルの適切な実施

- ・校内における共通理解及び年間計画への位置付け
- ・指導と評価の一体化

この中で、特別支援教育主任(担当)は、保護者や関係機関に対する学校等の窓口役として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置付けられる、校内の特別支援教育の推進役です。

<役割1>

学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進する。

- ・学校内の関係者との連絡調整
- ・支援会議の開催(18ページを参照)
- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に係る助言
- ・外部の関係機関との連絡調整
- ・保護者に対する相談窓口

<役割2>

各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等の支援を行う。

- ・各学級担任からの相談状況の整理
- ・各学級担任とともに使う児童生徒等理解と学校内での教育支援体制の検討
- ・進級時の相談・協力

<役割3>

巡回相談員及び専門家チームとの連携を図る。連携に基づいて、個別の教育支援計画等や支援内容の改善につなげていく。

- ・巡回相談員との連携
- ・専門家チームとの連携

<役割4>

学校内の児童生徒等の実態を把握するための校内体制構築や研修の実施を推進する。

②支援会議の開き方 ※主に特別支援教育主任(担当)が中心となり開催・進行します。

○支援会議とは

2
切れ目ない
支援

目的	児童生徒等一人一人が抱える課題について、関係者で情報を収集・共有するとともに、その背景や要因等を分析して、対応するための支援目標、支援内容、役割分担等を協議する会議。
時期	定期・就学や進学、転学など、学びの場が変わる時期 ・個別の教育支援計画の作成・評価時期等、年間(学期)の取組について共通理解する 非定期・保護者や担任等のニーズにより、定期的な支援会議や校内委員会を待たず、早急な対応が必要である場合
関係者	※特別支援教育主任(担当)が、関係者から必要なメンバーを収集します。 校内 管理職、特別支援教育主任(担当)、担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、教育相談担当、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、その他関係教職員 校外 保護者、通級担当者、LD等専門員、特別支援学校の担当者(特別支援教育コーディネーター)、教育委員会、福祉、医療、労働、その他関係機関
準備	本人・保護者の了承の上、個別の教育支援計画を基礎資料として活用する。個別の教育支援計画の作成時に、支援会議で活用することに了承を得ておくとよい。その他、関係者で情報を収集・共有するために必要な資料を準備する。

○支援会議(60分)の流れの例

導入	進行役からの趣旨説明と注意・確認事項(5分) ・主訴、目標(会議のゴール)、会議終了時間の提示 ・自己紹介(2回目以降は必要に応じて行う) ・会の進行に係るルールの確認(全員が必ず発言する、前向きに協議する、全員で合意形成を図る等)
展開①	主訴にかかる情報の収集・共有、主訴にかかる背景や要因の分析(40分) ・基礎情報は個別の教育支援計画を活用 ・関係者からの情報提供、意見交換
展開②	支援目標・支援内容・役割分担等の協議(10分) ・実現可能な支援目標、具体的な支援内容に留意
まとめ	今後の予定の確認(5分) ・連絡先(連絡窓口)の確認 ・次回の会議について、開催の必要性や開催時期、場所、参加者等の確認

<留意事項>

- ・支援会議の記録をとり、個別の教育支援計画と一緒に保管しましょう。
- ・資料等、個人情報の取扱いには十分に留意しましょう。
- ・支援会議の内容は、支援会議に招集していない関係者と速やかに共有するとともに、校内委員会で報告しましょう。

(4) 相談窓口

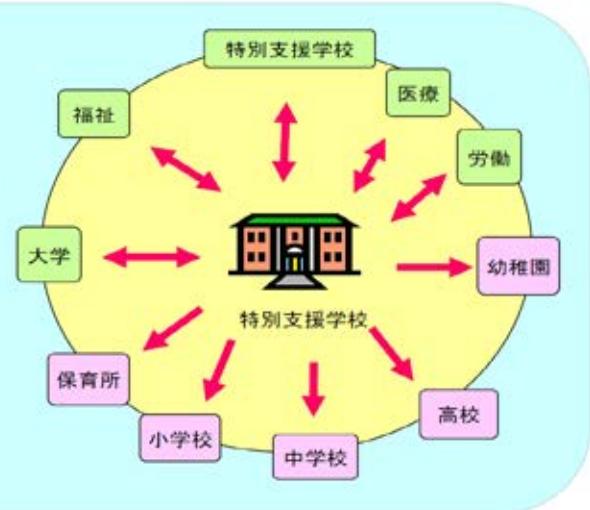
① 特別支援学校のセンター的機能

地域の学校等に在籍する障がいのある児童生徒等について、その教育的ニーズに応じた適切な教育を提供していくために、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、高い専門性を生かした支援を行っています。学校長から、各特別支援学校の特別支援教育コーディネーターへ御連絡ください。

2
切れ目ない
支援

センター的機能の具体例

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
→ 障害のある児童生徒に対する個別の指導内容・方法について助言
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
→ 就学前の子どもに対する指導及びその保護者からの相談
- ③ 障害のある児童生徒への指導・支援機能
→ 通級による指導
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
→ 関係機関と連携し、個別の教育支援計画を策定
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
→ 小・中学校等の教員に対する研修の講師を務める。
- ⑥ 障害のある児童生徒への施設設備等の提供機能
→ 点字図書の貸し出しや知能検査の実施等



文部科学省「センター的機能の具体例」

<各特別支援学校の相談窓口>

学校名	障がい種別	連絡先
鳥取盲学校	視覚障がい	電話 0857-23-5441 ファクシミリ 0857-23-5442
鳥取聾学校	聴覚障がい	電話 0857-23-2031 ファクシミリ 0857-27-8606
鳥取聾学校 ひまわり分校	聴覚障がい	電話 0859-23-2810 ファクシミリ 0859-23-2813
鳥取養護学校	肢体不自由、病弱	電話 0857-26-3601 ファクシミリ 0857-27-3207
白兎養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発達障がい	電話 0857-59-0585 ファクシミリ 0857-59-1237
倉吉養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい、肢体不自由、発達障がい	電話 0858-28-3500 ファクシミリ 0858-28-1144
皆生養護学校	肢体不自由、病弱	電話 0859-22-6571 ファクシミリ 0859-38-3485
米子養護学校 【発達障がい教育拠点】	知的障がい 発達障がい	電話 0859-27-3411 ファクシミリ 0859-27-3420
琴の浦高等特別支援学校	知的障がい	電話 0858-55-6477 ファクシミリ 0858-55-6466
鳥取大学附属特別支援学校	知的障がい	電話 0857-28-6340 ファクシミリ 0857-28-7078

初めて
担任する
先生方へ

②LD等専門員

LD等専門員は、発達障がいのある又は可能性のある児童生徒等及びその学校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発にあたるとともに、小・中学校等へ訪問し特別支援教育の校内支援体制の機能の充実に向けた支援を行っています。相談活動は、計画的に訪問する巡回相談と学校等からの依頼に応じて訪問する依頼相談があります。学校、PTA等の研修会の講師も行います。

LD等専門員の配置校や担当者等は、鳥取県教育委員会が毎年発行する「鳥取県の特別支援教育－理解と啓発のためにー」をご覧ください。

③スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）

障がいのある児童生徒の抱える課題解決のために、必要に応じてSC、SSWの視点を加えて、組織的に支援することが大切です。SC、SSWを有効に活用していくためには、教職員がその職務内容や専門性を理解し、保護者等に説明できることが大切です。各学校の担当SC、SSWと連携し、校内支援体制の強化を図りましょう。

<SC>

児童生徒の心に働きかけるカウンセリング等の教育相談機能を充実させるための心理学の領域に関する専門職です。児童生徒にとっては、評価者として日常接する教職員とは異なることで、悩みや不安を安心して相談できる存在であり、教職員にとっては、児童生徒やその保護者と教職員との間で、第三者として仲介者の役割を果たす存在です。また、来校する保護者への相談活動も行います。

<SSW>

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、課題を抱えた児童生徒の最善の利益を保障するため、児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職です。社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーションや、課題を抱える児童生徒の家族、友人関係、学校、関係機関、地域への働きかけ等を行います。

④医療機関とつながるときは

学校の現場においては、年々医療との連携のニーズが高まり、受診に至るケースが増えてきています。一方で、学校での様子や受診の目的が医療機関に正確に伝わらないというケースも見受けられます。

鳥取県では学校、保護者、医療機関の情報共有を図り、適切な医療機関受診を図るために「医療機関受診における問診票（学校用・保護者用）」の活用を進めているところです。

様式は、鳥取大学医学部附属病院ホームページからダウンロードすることができます。

<鳥取大学医学部附属病院のホームページ>

<http://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/departments/center/child-psychosomatic/2780/18290.html>